

## 宇部市公文書等管理条例（素案）に対する意見募集の実施結果について

### 1 実施概要

- (1)意見募集期間 : 令和5年11月14日（火曜日）から令和5年12月14日（木曜日）  
(2)意見提出者数 : 1人  
(3)意見数 : 7件

### 2 素案に対する意見

該当ページ	何行目	意見記入欄
全般		特定歴史公文書の保存、利用等については、8ページ以降の第3章で詳しく定められていますが、特定歴史文書に指定される前の公文書に係る「利用」に関して、どのように取り扱われるのかよく分かりません。 公文書は情報公開条例で対応するという事なののでしょうか？ そうであれば、特定歴史公文書に関しても、情報公開条例を詳しく改正して対応することにはいけないのでしょうか？
全般		現在の「宇部市文書取扱規程（昭和五十一年三月二十九日規程第二号）」と本条例（素案）の関係は、どうなりますか？
6ページ	第7条第2項	「電子情報処理組織」という文言は、一般的な文言なのでしょうか？ 私はずぐには分かりませんでした。 まだ一般的文言でないとするれば、例えば第2条第2項の「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」のような脚注を設けられてはいかがでしょうか。
8ページ	第11条第3項	漏えい防止のための必要な措置がなされる個人情報とは、生存する個人に関する情報だけなのでしょうか？ 死亡した個人の情報は保護されないのでしょうか？ また、生存しているかどうかは、どのように調査するのでしょうか？ 現在ならマイナンバーで可能ということでしょうか。
8ページ	第11条第3項	保護される個人情報には、市長名など公人の氏名も含まれるのでしょうか？
9ページ	第12条	「特定歴史公文書の利用」とは、どういったことを想定されていますか？ 情報公開とは違うのでしょうか？
14ページ	第24条	「利用の促進」について、具体的にはどのような方法を想定していらっしゃるのでしょうか？ 積極的に展示会などを開催されるのでしょうか？

※いただいた御意見につきましては、令和6年1月29日（月曜日）開催予定の宇部市公文書等管理条例検討委員会（第2回）において検討いたします。

検討委員会開催後、宇部市公式ウェブサイトにおいて、御意見に対する回答を公開する予定です。